

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○公印の改刻	(県政情報・文書課)	一
○救急医療機関の認定	(医療政策課)	一
○保安林の指定	(森林整備課)	一
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(同)	二
○道路の区域変更(三件)	(道路課)	二
○道路の供用開始	(同)	三
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	三
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	五
○市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可	(都市計画課)	五
公 告		
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(教育庁生涯学習課)	六
選挙管理委員会		
○不在者投票を管理すべき施設の指定等について		六
公安委員会		
○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施		七
宮城海区漁業調整委員会		
○秋さけ固定式さし網漁業の制限		八

告 示

○宮城県告示第六百八十五号
次のとおり公印を改刻した。
令和元年八月九日

名称	種類	用途	印影	使用開始年月日				
宮城県北部 県税事務所 長之印栗原 地域事務所 用	地方機関 印	一般文書用	<table border="1"> <tr> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	旧	新			令和元年 八月一日
旧	新							

○宮城県告示第六百八十六号
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。
令和元年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
泉病院	仙台市泉区長命ヶ丘二丁目一―一	令和元年八月七日	令和四年八月六日
松田病院	仙台市泉区実沢字立田屋敷十七―一	令和元年八月七日	令和四年八月六日

○宮城県告示第六百八十七号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。
令和元年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

大崎市鳴子温泉字湯元六七の三（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年八月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事

務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河南築館線
- 三 道路の区域

変更の区間 栗原市築館字照越大ヶ原七八番二地先から 同市築館字下待井五七番一六八地先まで	変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	八・八 三五・八	一一・一 三六・四	八・八 三五・八	一一・一 三六・四	五五六・九

○宮城県告示第六百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年八月九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 古川松山線
- 三 道路の区域

変更の区間 大崎市古川大幡字道下東五番四地先から 同市古川宮内字下供輪堂無番地先まで	変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前A	後B	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考	
	九・五 一二・九	一〇・二 二五・三	九・五 一二・九	一二・九 二四三・〇	二四三・〇 二四七・九	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第六百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年八月九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大島浪板線
- 三 道路の区域

変更の区間 気仙沼市二ノ浜一七八番二地先から 同市二ノ浜七〇番四地先まで	変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前A	後B	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考	
	五・三 一四・七	七・五 三五・三	五・三 一四・七	五・三 一四・七	五七八・八 五七八・八	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第六百九十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年八月九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	古川松山線	大崎市古川大幡字道下東五番四地先から 同市古川宮内字下供輪堂無番地先まで	令和元年 八月九日

○宮城県告示第六百九十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和元年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

中山	崎山	後谷地	曾呂美沢	南沢	泉沢5	泉沢	泉沢2	泉沢3	深山沢	岩の沢	小村沢	沢合戦谷2号	沢合戦谷1号	本地沢	宮下南沢	中ノ目西沢	区域の名称
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
石巻市飯野字中山、字大筒前西三番(次の図のとおり)	石巻市小船越字崎山、字二子北上(次の図のとおり)	石巻市小船越字舟形(次の図のとおり)	石巻市北上町橋浦字館山、字宮田、字東(次の図のとおり)	石巻市北上町女川字南、字新南前(次の図のとおり)	石巻市北上町女川字泉沢、字本田(次の図のとおり)	石巻市北上町女川字泉沢(次の図のとおり)	石巻市北上町女川字泉沢(次の図のとおり)	石巻市北上町女川字峯(次の図のとおり)	石巻市桃生町倉俣字新深山、字春日下、字新道ノ沢(次の図のとおり)	石巻市桃生町永井字岩の沢、字大堤、字新大堤(次の図のとおり)	石巻市桃生町太田字小林、字新谷田(次の図のとおり)	石巻市成田字前山下(次の図のとおり)	石巻市成田字前山下(次の図のとおり)	石巻市飯野字宮下北、字門屋敷(次の図のとおり)	石巻市飯野字宮下北、字宮下南、字宮前(次の図のとおり)	石巻市小船越字山畑(次の図のとおり)	区域の所在地
<p>次の図のとおり</p> <p>建築物の構造の規制に必要なる衝撃に関する事項</p>																	
<p>縦覧場所</p> <p>宮城県土木部防犯課及び宮城東部土木事務所</p>																	

舟形の2	舟形の1	中山の2	中山の1	高屋敷	沢田山	舟形の3	舟形の2	舟形の1	7 牧野菓山の崩壊	6 牧野菓山の崩壊	5 牧野菓山の崩壊	3 牧野菓山の崩壊	寒風沢内田の3	寒風沢内田の2	寒風沢内田の1	高屋敷の2	前山下の2	前山下の1	高屋敷	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
石巻市小船越字舟形(次の図のとおり)	石巻市小船越字舟形(次の図のとおり)	石巻市飯野字中山(次の図のとおり)	石巻市飯野字中山(次の図のとおり)	石巻市飯野字高屋敷(次の図のとおり)	石巻市小船越字崎山(次の図のとおり)	石巻市小船越字舟形(次の図のとおり)	石巻市小船越字舟形(次の図のとおり)	石巻市小船越字舟形(次の図のとおり)	石巻市中野字牧野菓山、字牧野菓前(次の図のとおり)	石巻市中野字牧野菓山、字牧野菓前(次の図のとおり)	石巻市中野字牧野菓山、字牧野菓前(次の図のとおり)	石巻市中野字牧野菓山(次の図のとおり)	石巻市飯野字絵図沢(次の図のとおり)	石巻市飯野字絵図沢(次の図のとおり)	石巻市飯野字寒風沢内田、字門屋敷(次の図のとおり)	石巻市飯野字高屋敷(次の図のとおり)	石巻市成田字前山下(次の図のとおり)	石巻市成田字前山下(次の図のとおり)	石巻市飯野字高屋敷(次の図のとおり)	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において

追浜の1	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町十三浜字菖蒲田(次の図のとおり)
大岩	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町十三浜字小田(次の図のとおり)
追波前の3	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町十三浜字菖蒲田(次の図のとおり)
南の3	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町女川字南、字南入山(次の図のとおり)
南の2	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町女川字泉沢(次の図のとおり)
南	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町女川字南、字南入山(次の図のとおり)
本地の7	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町橋浦字館下、字新館下(次の図のとおり)
本地の6	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町橋浦字館下(次の図のとおり)
本地の5	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町橋浦字東、字館山、字會呂美(次の図のとおり)
本地の2	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町橋浦字宮田(次の図のとおり)
泉沢の1	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町女川字泉沢(次の図のとおり)
會呂美の2	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町橋浦字東、字館山、字宮田、字會呂美(次の図のとおり)
観音下	急傾斜地の崩壊	石巻市桃生町永井字観音下(次の図のとおり)
北沢の3	急傾斜地の崩壊	石巻市桃生町太田字北沢(次の図のとおり)
北沢の2	急傾斜地の崩壊	石巻市桃生町太田字北沢(次の図のとおり)
北沢の1	急傾斜地の崩壊	石巻市桃生町太田字角山(次の図のとおり)
沢入畑の2	急傾斜地の崩壊	石巻市桃生町太田字沢入畑(次の図のとおり)
閑前の1	急傾斜地の崩壊	石巻市桃生町太田字閑前(次の図のとおり)
崎山	急傾斜地の崩壊	石巻市小船越字崎山(次の図のとおり)

て縦覧に供する。

○宮城県告示第六百九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和元年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
小長尾沢	土石流	石巻市北上町橋浦字月迫山、字月迫(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第六百九十五号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更について認可した。

令和元年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称 古川七日町西地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成三十年十二月十四日から平成三十四年三月三十一日まで
- 三 施行地区 大崎市古川七日町十七番一、十七番二、十七番三、十七番四、十七番五、十七番六、十七番七、十七番八、十七番十二、十七番十三、十七番十四、十七番十五の一部、十七番十六、十八番一、十八番三、十八番四、十九番、二十番一、二十一番、二十二番一、二十二番二、二十四番一、九十七番二の一部、百番二、百番四、百一番、百二番、百三番、百三番二の一部、百三番地先(旧水路)、百四番二、百四番三、百五番、百五番一、百五番二、百五番五、百六番、百七番、百八番、百九番、三・五・十二並柳福浦線の一部、三・四・三古川中央線の一部、大崎市古川川端百七番一の一部、市道川端北線の一部

四 事務所の所在地

大崎市古川七日町八番三十九号

五 設立認可の年月日

平成三十年十二月十日

六 変更の内容

1 事業施行期間の終期を令和四年十二月三十一日に変更する。

2 施行地区を次のように変更する。

- 大崎市古川七日町十七番一、十七番一地先(旧水路)、十七番二、十七番三、十七番四、十七番五、十七番六、十七番七、十七番八、十七番十二、十七番十三、十七番十四、十七番十五の一部、十七番十六、十七番二十二、十八番一、十八番三、十八番四、十九番、二十番一、二十一番、二十二番一、二十二番二、二十四番一、九十七番二の一部、百番二、百番四、百一、百二、百三番、百三番一、百三番四、百三番地先(旧水路)、百四番二、百四番三、百五番一、百五番二、百五番五、百五番六、百五番七、百六番、百七番、百八番、百九番、三・五・十二並柳福浦線の一部、三・四・三古川中央線の一部、大崎市古川川端百七番一、市道川端北線の一部
- 3 事務所の所在地を次のように変更する。
 - 大崎市古川七日町八番三十二号
- 七 変更認可の年月日
 - 令和元年八月一日

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和元年八月九日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
 - 宮城県知事 村 井 嘉 浩
 - 名取市箱塚二丁目百四十六番二の一部、百五十九番の一部

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
 - 名取市手倉田字諏訪六百六十九番一
 - 渋谷商事株式会社

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和元年八月九日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 巨理郡巨理町逢隈田沢字鈴木堀十九番一、二十番一、二十一番、二十二番一、三十六番一、十九番一地先の道の一部
- 角田市角田字幸町三番地
- 有限会社若木商会

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和元年八月九日

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 新図書館情報ネットワークシステム運用保守等業務一式
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁生涯学習課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和元年七月十七日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北 仙台市青葉区一番町二丁目九番一号

五 落札金額 一億七千九百二十二万円(消費税及び地方消費税を除く)。

六 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和元年五月二十八日

選挙管理委員会

○宮選管告示第八十九号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年八月九日

- 宮城県選挙管理委員会
- 委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。別表第一 独立行政法人国立病院機構仙台医療センターの項中「同 市宮城野区宮城野二丁目八番八

<p>時から午後5時まで、最終日は午後3時まで)</p> <p>イ 第2回講習 令和元年9月24日(火)から同月30日(月)までの土、日曜日を除く5日間(9月24日から27日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで)</p> <p>6 受講手続 事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。</p> <p>(1) 申請受付期間 ア 第1回講習 令和元年9月2日(月)から同月6日(金)までの5日間(午前9時から午後5時まで) イ 第2回講習 令和元年10月1日(火)から同月7日(月)までの土、日曜日を除く5日間(午前9時から午後5時まで)</p> <p>(2) 申込書の提出先 事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。</p> <p>なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通(追加取得講習受講者のみ) ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通 エ 前記4-1(1)アに該当する者 最近5年間に、2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 オ 前記4-1(1)イに該当する者 1級検定の合格証明書の写し カ 前記4-1(1)ウに該当する者 2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書 ク 前記4-1(1)エに該当する者 旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し</p>	<p>(ナ) 前記4-1(1)オに該当する者 旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書</p> <p>(4) 受講手数料 公安委員会関係手数料条例(平成12年宮城県条例第21号)第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては38,000円、追加取得講習受講者にあつては14,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納入すること。</p> <p>7 講習の委託先 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 一般社団法人宮城県警備業協会</p> <p>8 その他 講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全企画課 (電話番号022-221-7171 内線3054、3055)</p>
	<p>○宮城県漁業調整委員会第一号 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、石巻市網地島灣波岐崎正東の線以北の宮城原地先海面(共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。)における、十トン未満の漁船を使用して行う秋やけ固定式又は網漁業(以下「やけ固定式又は網漁業」という。)の操業については、次のとおり制限する。</p> <p>令和元年八月九日 宮城海区漁業調整委員会 会長 島山 喜勝</p> <p>一 制限期間 令和元年九月一日から令和二年一月三十一日まで</p> <p>二 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島灣波岐崎正東の線以北における、水深百四十メートル以浅の水域</p> <p>三 操業期間 令和元年九月二十五日から同年十一月二十日まで。ただし、宮城海区漁業調整委員会指示によるやけ採捕の制限による期間を除く。</p>

四 操業の承認

規制区域においてさけ固定式さし網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙秋さけ固定式さし網漁業承認事務取扱要領の定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

五 承認隻数

承認の隻数の上限は、百五十一隻とする。

六 承認の対象者

承認の対象者は、漁業法その他関連法令に抵触しない者であつて、漁業調整上特に支障がなく、かつ、さけの特性を認識し、さけ増殖事業に協力する次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (一) 平成三十年において、さけ固定式さし網漁業承認証（以下「承認証」という。）の交付を受け、宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を有する者（以下「水揚げ実績を有する者」という。）。
- (二) 平成三十年において、水揚げ実績を有する者以外の者にあつては、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成二十八年及び平成二十九年に承認証の交付を受け、いずれの年度においても水揚げ実績を有する者。
- (2) 平成二十九年度に新規に承認証の交付を受けた者であつて、平成二十九年度において水揚げ実績を有する者。
- (3) 平成三十年に新規に承認証の交付を受けた者。

(三) 令和元年度から新規に着業し、承認を受けようとする者。ただし、承認に係る隻数は一隻以内とする。

七 操業の条件及び制限

- 1 操業の承認を受けた者（以下「操業者」という。）は、操業する際、委員会が交付する承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。
- 2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。
- 3 敷設できる漁具の総延長は、三キロメートル以内とし、二張を超えて敷設してはならない。
- 4 漁具を二張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。
- 5 漁具の敷設開始時間は午前四時以降とし、揚網開始時間は同日午前八時（南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあつては、同日午前九時）とする。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合を除く。
- 6 漁具の敷設回数は、一日一回とする。

7 漁具は、東方向（真方位九十度）に敷設しなければならない。

8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。

9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。

10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条第一項に規定する標識をしなければならない。

11 さけ固定式さし網漁船は、沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラブル回避に努めなければならない。

12 操業期間終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

八 承認の取り消し

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(別紙)

秋さけ固定式さし網漁業承認事務取扱要領

(操業の承認申請)

第一 秋さけ固定式さし網漁業の制限（令和元年宮城海区漁業調整委員会指示第一号。）四の承認を受けようとする者は、秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請書（様式第一号。以下「承認申請書」という。）を宮城海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県水産林政部水産業振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 承認申請書の受理期間は、委員会指示の翌日から令和元年八月二十三日までとする。

3 承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (一) 漁船原簿謄本
 - (二) 年間事業計画書（様式第二号）
 - (三) 委員会指示六の(三)に該当する場合は、申請調書（様式第三号）
 - (四) 所属漁業協同組合支所運営委員長又は代表理事組合長の副申書
 - (五) 親子間での借用及び宮城県共同利用漁船復旧対策事業により建造した漁船で申請する場合は船舶使用承諾書（様式第四号）
 - (六) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類
- 4 承認申請書は、申請者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請一覧表（様式第五号）を添えて、提出するものとする。
- (操業承認証の交付)

第二 委員会は、操業の承認をしたときは、申請者の所在地を管轄する地方振興事務所（以下「地方振興事務所」という。）を通じ、漁船（漁ろう装置、漁網を含む。）を確認の上、秋さけ固定式さし網漁業操業承認証（様式第六号。以下「承認証」という。）を申請者に交付する。

宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	塩竈市新浜町一丁目九一―一 電話〇二二―三六六一―二三一
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市あゆみ野五丁目七番地 宮城県石巻合同庁舎 電話〇二二―五一九五一―四七三
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部	気仙沼市赤岩杉ノ沢四十七一六 宮城県気仙沼合同庁舎 電話〇二二―六二二―六八五一

2 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所に連絡の上、その指示を受けなければならない。

（承認証の書換交付）

第三 操業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく秋さけ固定式さし網漁業操業承認証書換交付申請書（様式第七号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

2 前項の申請は、第一の3(六)の規定を準用する。

（承認証の再交付）

第四 操業の承認を受けた者は、承認証を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく秋さけ固定式さし網漁業操業承認証再交付申請書（様式第八号）を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

（船体の標識）

第五 委員会指示七の2の別に定める標識は、様式第九号とする。

（漁獲成績報告書）

第六 委員会指示七の12の漁獲成績報告書は、様式第十号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類（水揚げ切書等の写し）を添付するものとする。

（承認申請書等の経由）

第七 第一、第三、第四及び第六の規定による申請又は報告は、地方振興事務所を経由して行うものとする。

（様式第一号）

秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請書

年 月 日

宮城県海産物調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

秋さけ固定式さし網漁業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 操業期間 令和元年9月25日から同年11月20日まで

2 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島露波岐崎正東の線以北における、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

- (1) 船 名 丸
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総 ト ン 数 トン
- (4) 推進機関の種類及び馬力数

4 漁具の規模

km ×	張り =	km
km ×	張り =	km
合計	張り	km

5 申請理由

(様式第2号)

年 間 事 業 計 画 書

船 名 _____ 丸 氏 名 _____

漁業の種類	漁業	漁業	漁業	合 計
区分				
漁獲物の種類				
操 業 期 間				
操 業 日 数 (日)				
航 海 数 (回)				
漁獲予想数量 (kg)				
漁獲予想金額 (円)				
乗 組 員 (人)				
所要 経 費 (円)	人 件 費			
	燃 料 費			
	費			
合 計				

(A4縦)

(様式第3号)

申 請 調 書

住 所			
氏 名	印		
生 年 月 日	年	齢	歳
漁 業 形 態	1：漁船漁業専業 2：養殖との兼業 3：養殖専業 4：漁業以外の兼業 ※該当する番号に○印をお願いします。		
漁業従事年数			
使 用 漁 船	船 名	漁船登録番号	MG -
	推進機関の種類及び馬力	(kW・PS)	総トン数
年間操業実績			

No	漁 業 種 類	操 業 期 間	水揚数量 (kg)	水揚金額 (千円)
1		(○月○旬～○月○旬)		
2				
3				
4				
5				
6				
合 計				

※前年度（4月から翌年3月まで）における年間操業実績を記入願います。

上記のとおり相違ないことを証します。

令和 年 月 日

漁業協同組合 代表理事組合長（支所運営委員長） 印

(A4縦)

(様式第6号)

(表)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証	宮さけ第 号〇
住 所 氏 名	
1 操業期間 令和元年9月25日 から 令和元年11月20日 まで	
2 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地高濑波岐崎正東の線以北における、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。	
3 使用する船舶	丸
(1) 船 名	
(2) 漁船登録番号	
(3) 総 ト ン 数	トン
(4) 推進機関の種類及び馬力数	
4 操業の条件及び制限	裏面記載のとおり
年 月 日	宮城海区漁業調整委員会 会 長 印

(A4縦)

(様式第6号)

(裏)

操 業 の 条 件 及 び 制 限 (委員会指示第七)

- 1 操業の承認を受けた者 (以下「操業者」という。) は、操業する際、委員会が交付する秋さけ固定式さし網漁業承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。
- 2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。
- 3 敷設できる漁具の総延長は、3キロメートル以内とし、2張を超えて敷設してはならない。
- 4 漁具を2張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。
- 5 漁具の敷設開始時間は午前4時以降とし、揚網開始時間は同日午前8時 (南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあつては、同日午前9時) とする。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合を除く。
- 6 漁具の敷設回数は、1日1回とする。
- 7 漁具は、東方向 (真方位90度) に敷設しなければならない。
- 8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。
- 9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。
- 10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則 (昭和41年宮城県規則第73号) 第57条第1項に規定する標識をしなければならない。
- 11 さけ固定式さし網漁船は、沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラウナル回避に努めなければならない。
- 12 操業期間終了後は、1か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

承 認 の 取 り 消 し (委員会指示第八)

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(様式第7号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証書換交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

先に交付を受けた承認証の記載事項を次のとおり変更したいので、書換交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮さけ 第 号
- 2 船 名 丸
- 3 書換する事項

項 目	書 換 前	書 換 後
4 書換を必要とする理由		

(A4縦)

(様式第8号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証再交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証を滅失(き損)したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮さけ 第 号
- 2 船 名 丸
- 3 滅失(き損)の理由

(A4縦)

(様式第9号)

宮さけ 第 号○

- 1 文字及び数字(承認証番号)の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。
- 2 文字、数字(承認証番号)及び枠は、朱色とすること。
- 3 ○印には、所属漁協(宮城県漁業協同組合にあっては、所属支所)の頭文字を記入すること。

(様式第10号)

秋さけ固定式さし網漁業漁獲成績報告書

No. _____

提出年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

所属漁協名		承認証番号	宮さけ 第 _____ 号
氏 名	印	船 名	
乗 組 員	人	総トン数	
刺 網 の 規 模	目 合： _____ 寸 _____ 分 (_____ cm)	漁船登録番号	MG _____ -
	総延長： _____ m・使用反数： _____ 反	推 進 機 関	電気点火・ジーゼル (○印をする)

_____ 年 _____ 月分

日	漁場 番号	水深 (m)	尾 数 (尾)			数 量 (kg)	金 額 (千円) ※税抜き	敷 設 時 間	揚 網 時 間	備 考 (漁模様, 海況等を記入)
			オ ス	メ ス	合 計					
1							:	:		
2							:	:		
3							:	:		
4							:	:		
5							:	:		
6							:	:		
7							:	:		
8							:	:		
9							:	:		
10							:	:		
旬計										
11							:	:		
12							:	:		
13							:	:		
14							:	:		
15							:	:		
16							:	:		
17							:	:		
18							:	:		
19							:	:		
20							:	:		
旬計										
21							:	:		
22							:	:		
23							:	:		
24							:	:		
25							:	:		
26							:	:		
27							:	:		
28							:	:		
29							:	:		
30							:	:		
31							:	:		
旬計										
合計										

【秋さけ固定式さし網漁業に要した所要経費】

経 費 (千円)				経 費 合 計 (千円)
漁 具 費	燃 料 費	人 件 費	その他 () ()	

※経費欄には、操業期間中に要した経費を記入する。

宮城県地先海面における「秋さけ固定式さし網漁業」操業区域

